

## ケースカンファ実施要項

つがる西北五広域連合つがる市民診療所

### 目的

医療機関及び居宅介護支援事業所等関係機関の緊密な連携と情報共有を図り、利用者にとってより良い在宅医療を提供することを目的とする。

### 対象者

市民診療所または居宅介護支援事業所等から次の要件を満たす方の在宅医療の情報提供（在宅医療情報提供書及び連携シート）がなされ、在宅医療を開始することとなった方。

- （１）通院することが客観的に困難と認められる方
- （２）市民診療所から片道16km以内の地区の方

### 実施方法

- （１）新たに訪問診察・訪問看護を実施することとなった場合、市民診療所から利用者の家族のほか、居宅介護支援事業所等関係機関に開催連絡をする。
- （２）ケースカンファ開催に当たっては、市民診療所と居宅介護支援事業所等が事前に情報交換した医療と介護連携シート（以下「連携シート」という。別紙2）を情報共有の資料として使用する。
- （３）連携シートの記入その他の運用については、当該取扱要領に基づく。
- （４）在宅医療開始後の経過について情報を共有するため適宜フォローカンファを開催するものとする。  
また、在宅医療開始後の各種照会等については、在宅医療・介護連絡票（別紙3）を活用する。

### 実施時期

平成29年4月1日から実施し、ケースカンファは在宅医療開始前、フォローカンファは在宅医療開始後ケースに応じて適宜開催する。

### 構成員

- ・利用者の家族
- ・市民診療所（医師、看護師、事務）
- ・居宅介護支援事業所（介護支援専門員）
- ・介護サービス事業所
- \*その他ケースによりつがる市地域包括支援センターや関係機関（調剤薬局等）

### 実施主体

実施主体はつがる市民診療所とする。